

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 11 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 24 年 4 月 10 日（火曜日）		開会 13 時 30 分		閉会 14 時 25 分	
開 催 場 所		第三委員会室					
出席委員		関藤、堀、清水、木下、荒木				事務局	中嶋事務局長
		委員外～小野、窪之内					菊井次長
欠席委員		田村					村井主任主事
説明員		別紙のとおり			議 件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	○休憩中、4月1日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。						
	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。						
	(1) 滝川市税条例の一部改正について						
	(2) 専決処分について（滝川市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例）						
	(3) 平成 24 年度一般会計補正予算について（新児童手当システム導入委託料）						
	(4) 旧老人福祉住宅制度廃止後の経過措置終了について						
	(5) 高齢者ふれあいサロン「まちぷら」について						
	2. その他について						
	瓦れき関係の今後の検討状況と滝川市内の放射能のホットスポットの測定について、						
	今後、所管から報告を受けることとした。						
	3. 次回委員会の日程について						
	正副委員長に一任することに決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦							

平成24年4月6日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年3月29日付け滝議第193号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	庄 野 雅 洋
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	寺 嶋 悟
市民生活部市民課主査	金 子 和 史
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	樋 郡 真 澄
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部子育て応援課主査	関 山 佳 世
保健福祉部子育て応援課こども発達支援センター所長	村 井 新 知
保健福祉部介護福祉課長	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	渡 邊 尚 子
総務部総務課情報化推進室長	田 上 智 章
総務部総務課情報化推進室主任主事	安 田 健 二

(総務部総務課総務グループ)

第11回 厚生常任委員会

H24. 4. 10(火)13:30～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）滝川市税条例の一部改正について

（資料）市民課

《保健福祉部》

（2）専決処分について

（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

（資料）子育て応援課

（3）平成24年度一般会計補正予算について

（新児童手当システム導入委託料）

（資料）子育て応援課

（4）旧老人福祉住宅制度廃止後の経過措置終了について

（口頭）介護福祉課

（5）高齢者ふれあいサロン「まちぷら」について

（資料）介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第11回 厚生常任委員会

H24.4.10 (火)13:30～

第三委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第11回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、田村委員が欠席、委員外議員として小野議員、窪之内議員の出席を許可しております。

プレス空知の傍聴を許可しております。

それでは、ここで休憩に入りまして4月1日付における人事異動に伴う職員の紹介をさせていただきます。

休憩いたします。

休 憩 13:31

再 開 13:40

委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。
所管からの報告事項に入ります。

1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、市民生活部より滝川市税条例の一部改正についての説明を求めます。

(1) 滝川市税条例の一部改正について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水 もとの法律があれですよね、東日本大震災以降にできた法律。ちょっと確認ということで、まず1点目、現行3年だったのを7年に延長することで国民健康保険税の賦課への影響を軽減するということなのだろうと思うのですが、要は震災以降7年間の譲渡所得は国民健康保険税の賦課対象にしないという内容なのかという内容についての確認です。

榎木課長 これは、現状租税特別措置法の中で3年間とうたってございまして、この適用自体は、今1つ例を挙げますと、譲渡したときの特別控除、これは3,000万円控除するとか、600万円控除するとか、そういったものがございまして。そういったものを適用させることによって国民健康保険税は控除分というのが計算されませんので、所得割にされませんので、そういったような特例というか、ということがございます。これは、3年間の譲渡した場合というのを7年間たつて、その中であればそういったものが認められますよという内容でございまして。

委員長 よろしいですか。

清 水 終わります。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑なしということで、報告済みといたします。

それでは、続きまして保健福祉部より専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）についての説明を求めます。

(2) 専決処分について（滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例）

樋郡部次長 委 員 長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わりました。 議案関連となりますので、質疑にご留意願います。 質疑ございますでしょうか。
木 下	先ほど3月31日とおっしゃいましたけれども、30日ですよね、この専決処分年月日。
樋郡部次長 委 員 長 清 水	失礼いたしました。訂正させていただきます。30日をお願いします。 そのほか質疑ございますか。 ちょっと確認ということで、まずこども発達支援センターの利用料、現行幾らでということと、もう一つは激増緩和の経過措置ということで、いわゆる激増緩和の経過措置というのはいろんな緩和の仕方があると思うのですが、この場合は何年後には上がるとか、あるいは本則には書いているけれども、ずっと当面の間法改正しない限りこの緩和措置が続くというようなことなのかというのが2点目。 3点目は、文言が変わるということで、児童発達支援のサービスの内容と放課後等デイサービスの内容の概要というか、区別というか、について伺います。 以上です。
樋郡部次長	まず、現行の料金でございますが、1回8,280円でございます。ですから、利用者負担は828円になるわけですが、528円を利用者からいただいているということで、300円については市のほうで支出しております。今度改正になった段階では、児童発達支援については616単位の6,160円になります。ですから、616円の自己負担のところをこれまでどおりの528円にさせていただいて、88円は今度市の負担ということになります。放課後デイサービスにつきましても478単位ということですから4,780円、それに加算がとれますので、193単位で、合計671単位ということで6,710円になります。こちらのほうも同じように671円の利用者負担の分を528円いただきまして、143円は市のほうから負担をするというような形になろうかと思います。 それから、児童発達支援と放課後等デイサービスの違いというのでしょうか、児童発達支援のほうにつきましては就学前のお子さんが対象になります。放課後等デイサービスのほうにつきましては、学童、就学しているお子さんになります。 以上です。
清 水	済みません、経過措置のことについて。経過措置の経過の内容、期間的とか内容的なものとか。
樋郡部次長 清 水	経過措置の当分の間ということでしょうか。 経過措置というのは、例えば本則があつて附則に書いているのですが、附則にその期限が書いていなかったりしたり、期限が書いてあったりするのですが、その内容です。例えば3年後、5年後、10年後に上がるのだよということがわかっているのか、それとも要するに今のところ値上げされないということなのか、そのあたりのことです。
樋郡部次長	今のところ期限は定めておりません。ただ、障害保健福祉施策のほうがきちんと見直された段階で再度このことについてはきちんと検討したいと考えております。
清 水	激変緩和措置というのは、国の緩和措置ではなくて市のということだったので

樋郡部次長 すね。
 清水 はい。
 委員長 了解いたしました。
 清水 よろしいですか。
 委員長 はい。
 委員長 そのほか質疑ございますか。
 (なしの声あり)
 委員長 質疑なしということで、報告済みといたします。
 続きまして、平成24年度一般会計補正予算について（新児童手当システム導入委託料）についての説明を求めます。
（３）平成24年度一般会計補正予算について（新児童手当システム導入委託料）
 樋郡部次長 （別紙資料に基づき説明する。）
 委員長 説明が終わりました。
 清水 質疑ございますでしょうか。
 清水 システム変更ということで国の一つの問題点というか、３月末まで要するに法律の中身が決まらずに、システム変更が４月以降いつ行われるのかわかりませんけれども、最初の子ども手当及び児童手当の支給に間に合うようなスケジュールで行われるのか、余裕があるのか、それとも結構余裕がないという状況なのか、そのあたりについて伺います。
 庄野主査 子育て応援課、庄野です。
 第１回目の児童手当の定期支給日が６月６日になります。それに向けて補正、臨時議会で可決されまして、すぐ契約しまして、６月６日の支給に間に合うようには進めたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
 委員長 よろしいですか。
 清水 はい、終わります。
 委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
 (なしの声あり)
 委員長 それでは、報告済みといたします。
 続きまして、旧老人福祉住宅制度廃止後の経過措置終了についての説明を求めます。
（４）旧老人福祉住宅制度廃止後の経過措置終了について
 深村副主幹 介護福祉課、高齢者福祉担当の深村です。私のほうから旧老人福祉住宅制度廃止後の経過措置終了につきましてご説明をさせていただきます。なお、本日資料等用意しておりませんことを申し添えます。
 旧老人福祉住宅制度につきましては、平成22年３月31日をもって廃止しました旧老人福祉住宅のサービス提供廃止により入居者の方の急な負担増と、さらには心の不安等を少しでも解消するため、２年間の経過措置を設けまして対応を図ってきたところでございます。具体的な内容といたしましては、１つに見守り協力員により入居者の方の３団地の１日１回の安否確認、それから東町団地と東団地入居者の方が東湯を利用される場合に限りまして入浴料金の一部を市が負担するというもの、さらには入浴機会の確保策といたしまして東団地入居者の方が毎週火曜日、滝川ふれ愛の里で実施しておりました湯ったりサロン、こちらのほうに参加する場合通常600円の入浴料金を他の参加者の方と同様400円とするとともに、東団地までの送迎を行ったところでございました。さらには、

冬期間の福祉除雪、こちらのほうをご利用された方には料金の半額を市が負担ということで、以上大きくこの3点にわたりまして経過措置を設けてまいりました。経過措置終了に際しましては、本年2月21日から3月5日までの間、各世帯を訪問いたしまして、改めて2年間の経過措置が終了することをお知らせするとともに、各種在宅サービスのご案内、さらにはご説明等を申し上げまして、今後の取り次ぎなどについても介護福祉課といたしましては親身な対応を心がけていくということでお話を申し上げたところでございます。

以上です。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

本当にちょっと資料がないというのは非常にわかりづらくて残念だなと思いましたが、この住宅の方が3月31日の時点で3団地で何名この対象者として残されたのかと、残られていたのかというのが1点目です。

2点目は、経過措置が終わるということで、今後に向けてのどのような要望やご意見、あるいは不安等が述べられ、お聞きしたかということです。

3点目は、新たなサービスでこれらの方を支えるということになると思うのですが、どのような状況かと。

最後に、とにかくこの3団地の特徴というのは非常に高齢だということなのです。90代の方も恐らく10人近くいらっしゃるのかなど。あるいは、入退院を繰り返される方も非常に多いと。もともと市がここに集まってもらったわけですよ、募集をして。ですから、市内でも特異な超高齢住宅になっているということで、今後別のサービスで支えていくということについては非常に責任が重いというふうに思いますので、それについてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

深村副主幹

まず、本年3月31日現在の入居者でございますが、32名いらっしゃいます。そのうち4名の方につきましては、長期入院中ということでございました。なお、参考までに制度廃止後の平成22年4月1日現在におきましては46名の方が入居をされていらっしゃいました。

それから、今後に向けての要望あるいは不安等ということでございますが、これまで経過措置といたしまして3団地によります見守り協力員の安否確認、それから入浴機会の確保と冬期間の除雪ということでございました。見守りの安否確認につきましては、すべての方が利用を望んでいたということも実態としては決してそういうこともなかったということからしますと、ことしの冬のケースを踏まえまして非常に雪が多かったということから、冬期間の降雪時におきます除雪の対応ということでの不安を述べられている方がいらっしゃいました。

それから、新たなサービスで支える、どのような具体的な内容かということでございますが、基本的には他の高齢者の方と同様に現在市で実施しております在宅サービス、こちらのほうを利用していただきますとともに、介護保険の認定をお受けになられている方につきましては定められた国によるサービスの提供ということになろうかと思います。また、在宅生活の維持ということに関しまして言えば、見守りということも非常に大きな要素になるであろうというふうに考えます。そうした点におきましては、昨年11月に高齢者の見守り安心ネットワークを立ち上げますとともに、本年4月から社会福祉協議会に委託しま

して見守り支援センターのほうを開設いたしました。こちらのほうの周知、PRをさらに徹底していくとともに、利用に向けた取り次ぎ、ご紹介等々を行っていきたいと考えております。

それから最後に、非常にご高齢の方が多いといったことで、その特徴ある対応、サービスということなのではすけれども、こちらのほうにつきましては先ほどの新たなサービスで支える、どのような内容かという部分と同様の観点でとらえていきたいというふうに考えております。

以上です。

清 水

この3年間に46名から32名に減少されたわけですが、14名の方、恐らくはお亡くなりになられたり、施設や病院に転居されたということで、今後3年間もこういった1人ではもう暮らせないという状況に直面しながら生活をされるわけです。そういう状態を市がつくったわけですが、もう一切そういう特別扱いはしないということになるわけです。ただ、いわゆる孤立死は絶対に防ぐのだということが特別に求められている方々なのかなというふうに思います。今のご答弁では、ほかの方々と同じだと、各サービスを受けていただく中で支えていきたいということですので、本当にそれでいいのかなという、経過措置は確かに終わったのだけれども、やはり市がそこに集まってもらったわけだから、本来なら隣に若い方がいるかもしれない、それが何軒も連続して90歳とか90以上とか、こういうことは制度ではないにしてもやはり配慮するということが必要なのだろうと思うのですが、お伺いいたします。

深村副主幹

まず、老人福祉住宅廃止前と廃止後の入居者の方の異動の数について参考までにご説明申し上げます。老人福祉住宅廃止前の1年間の退去者の方につきましては、9名いらっしゃいました。その内訳といたしまして、死亡の方が3名、施設入所の方が3名、その他入院等でございました。老人福祉住宅制度廃止後の退去者の方は、14名いらっしゃいました。そのうち6名の方が死亡、施設入所の方が6名、転出が2名という実態でございました。制度廃止後によるこうした異動という部分も当然考えられなくもないですが、自然減という部分も当然あるということをご承知おきいただければと思います。

そして、今委員さんのご質問にありましたように、今後こうした東団地、東町団地、さらには江部乙江南団地、この3カ所にお住まいの方につきましてはこれまでも同様ではございましたが、地域の民生委員さんとも十分連携をとりながら見守り等の対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、高齢者ふれあいサロン「まちぷら」についての説明を求めます。

(5) 高齢者ふれあいサロン「まちぷら」について

渡邊副所長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下

今現在、きょう4月の10日なのではすけれども、もう既にまちぷらを継承して今いるというのですか、それをしているのかどうか。

それと、もう一つの点は、高齢者ふれあいサロン「まちぷら」の機能を継承し

ていくと書いていますけれども、ここに書いていますように職員体制、臨時職員1人常駐し、利用者の見守り及び施設の管理を行う、これもきちっと継承していくのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

渡邊副所長

3月の30日にまちぷら実行委員会第1回が開催されました。そこに参加して内容をお聞きしましたところ、16日開設と聞いております。以前行っておりましてうちのほうのまちぷらの関係もありますことから、3月初めからそのことに関してはポスター等を張りまして利用者さんには一時開設準備としてお休みが入りますということで、中旬開設予定ということは周知しております。具体的には16日ということが先日確定しましたので、早速そのパンフレットをまた掲示、外面に張って周知してまたご利用を促したいと思っております。

あと、先ほどお話ししたように、若草友の会さんのほうでは軽食を考えているということで、うちよりは臨時職員1人以上、調理職員が入りますので、障がい者と、それを支援する支援者の方と複数の体制になると聞いております。

以上です。

委員長

再質疑ございますか。よろしいですか。

そのほか質疑ございますでしょうか。

清水

ここは、事務局が市商連だと、委託事業で介護福祉課所管で予算が計上されていると。市商連の事業というのが中活関係の事業だったのかちょっと確認をしたいのですが、その上に乗って介護福祉課の事業が行われるということで、そのあたりの確認をまずしたいと思います。

2点目は、この説明だと、新たに実行委員会が設立されると、今までは実行委員会というのはなかったというように聞こえたのですが、もし新たにということであれば、その経緯というか、つくろうということになった経緯、目的等についてお伺いをしたいと思います。

それと、この事業は単年度予算で計上されておりますが、継続についてはどのようにお考えなのか。

以上、お伺いをいたします。

渡邊副所長

まず、1点、予算についてですが、来年度の予算、24年度の予算という形でのあれですか。うちのほうでは、予算は計上しておりません。23年度に関しては調査事業ということで、街なかに介護予防に関するこういうサロンをつくったらいいいのではないかと調査事業として単年度緊急雇用事業のお金をいただきまして実施しました。その後に関しましては、うちのほうでは効果的なものがあるということを経まして、経済部のほうで振興組合さんのほうと考えまして新たな形でその機能を継承するべく実施をするということに、介護福祉課は後方支援という形になりますので、中身としてのノウハウ等には助言しますが、うちのほうでの実施ということは24年度は考えておりませんので、予算もやっております。経済部さんのほうでうちでやった利用者さんにとってよいものは取り入れながら独自の形で企画、予算を組んでやっていると聞いておりますので、詳しくはその実行委員会を立ち上げてという形に関しては経済部さんのほうで考えた形かと思います。介護福祉課は、その観点から実施、調査事業した観点からそこに参画していただけないかということで入りましたが、2点目の実行委員会のできた経緯に関しては経済部さんのほうの管轄になろうかと思えます。

以上です。

清水 中活協の予算も含めて23年度まちぶらをされたと、100パーセント介護福祉課のお金だったのだ。

渡邊副所長 そうです。

清水 なるほど。それが24年度は経済部の所管ということになって、100パーセント経済部の予算という中で新たに市商連が事務局として入り、実行委員会も新たにつくられるということの確認をまず1点したいと思います。

委員 長 2点目は、ということは、ここでお聞きできるのは実施経過と、1年間のということのようです。なので、お伺いしたいと思いますが、何人来たかとかいうのはなかなか、それをもとに評価したら、もうほとんどの事業が高い評価を得られないのだろうというふうに僕は思うのですが、人数は別としてどのような効果があったのか、もう少しリアルにお伺いをしたいなというふうに思います。

渡邊副所長 ご答弁できる範囲でお願いします。

委員 長 利用内容に関しては、目的にこの4点、交流とか、まちの中に出てくることが介護予防だと、人と会ったり、出かけることが体力とか気力の向上につながるという介護福祉課の介護予防の目的として行っております。その中身としましては、この4点の利用が有効的に、これ以外利用という形にはならないで実施されたと思います。もう少し具体的に申しますと、そちらのほうに高齢者のうちで実施してありましたり、高齢者の福祉でやってありましたり、あと介護保険関係の冊子等も置きまして、臨時職員は交流の中から教室の紹介、そういうものをさせていただきました。具体的にここから情報を得てという数は、元気な高齢者ですので、チェックはできませんでしたが、地域の体操教室が新たにできました。そちらのほうには少し利用があったと、健康づくり課の担当所管からもそういうのを見て聞いてきたよというようなお話は何っております。あと、市商連さんのほうのクーポンとかイベント情報もそちらのほうに置いておきましたので、それも具体的に人数は把握されませんが、若干ですが、そちらのほうで知った、購入されたという話もあったかと聞いております。よろしいでしょうか。

委員 長 再質疑の確認はよろしいでしょうか。

渡邊副所長 はい、一番最初に委員さんがご理解していただいたとおりです。

委員 長 よろしいですか。

清水 終わります。

委員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員 長 なければ、報告済みといたします。

委員 長 **2. その他について**

委員 長 それでは、続きまして大きな2番目のその他について何かございますでしょうか。よろしいですか。

清水 瓦れき関係の所管の今後の検討状況について報告を受ける機会をできるだけ機敏に設けていただきたいなということが1点。

委員 長 もう一点は、瓦れきに限らず、まだ一度も受けていないと思うのですが、滝川市内の放射能のホットスポットの測定の必要性、一般質問とかでは出ていたけれども、そういったものについても報告を受けて調査する機会を常任委員会で持っていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 ただいま清水委員から発言のありました2点についての調査事項については…

(「1点だけですね……」という声あり)

委員長 それでは、今の内容につきましては調査をしていくということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、調査をしていくということでよろしいでしょうか。

(「所管のほうに私のほうから話しておきます」という声あり)

委員長 それでは、そのほかございますでしょうか。

(なしの声あり)

3. 次回委員会の日程について

委員長 次回の委員会につきましては正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、第11回厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14:25